



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 1 5 号 令和 4 年 1 1 月 4 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 3 4	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	観光政策課
6 3 5	土地改良区を行う土地改良事業計画の変更を認可した件	農山漁村振興課
6 3 6	県営土地改良事業の計画を変更した件	同
6 3 7	道路の区域を変更する件	道路整備課
6 3 8	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会

【病院局管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1 4	徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8 7	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
8 8	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
8 9	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

徳島県告示第六百三十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島観光デジタルマーケティング調査・分析事業に係る業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県商工労働観光部観光政策課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年八月二十六日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
テック情報株式会社
板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三三
- 五 契約金額
四千九百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第六百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、土地改良区の行う土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請人	地区名	認可年月日
川内土地改良区	川内地区	令和四年十月十三日

徳島県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年十一月四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

塚池地区

二 事業名

農村地域防災減災事業

三 縦覧期間

令和四年十一月九日から

令和四年十二月八日まで

四 縦覧場所

吉野川市役所

徳島県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和四年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
2 2	阿南勝浦	阿南市下大野町太平二番 一地从先から 同 楠ノキ八 ○番一地从先まで	旧	九・八〇・二〇・八	一三六・四
		阿南市下大野町太平二番 一から 同 楠ノキ八 ○番一まで	新	一一・〇〇・二二・六	一三六・四

徳島県告示第六百三十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス 八十八組
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和五年三月三十一日（金曜日）
- 4 納入場所
入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の(一)の提出期限までに2の(二)の提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことが

ある。

2 申請書の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和四年十二月六日（火曜日）午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八―六二二―二〇六七）

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局学校教育課キャリア・消費者教育担当

電話 〇八八―六二二―三三三五

ファクシミリ 〇八八―六二二―二八八二

電子メール gakkoukyoui.kuka@pref.tokushima.jp

2 入札説明書の交付期間

令和四年十一月四日（金曜日）から同月二十九日（火曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる休日を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 入札説明書の交付方法

無料で配付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を明記した電子メールを2の交付期間内に1の電子メールアドレスへ送付すること。

五 入札についての問合せ方法等

入札説明書による。

六 資料閲覧についての申込み方法等

入札説明書による。

七 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)の提出期限までに2の(二)の提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び提出方法

(一) 提出期限

令和四年十二月六日（火曜日）午後五時

(二) 提出場所

郵便番号 七七九―〇一〇八

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センターGIGAスクール推進課

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクト及びインターフェイスボックス応札仕様書等在中」と朱書きし、書留郵便にて、(一)の提出期限までに必着のこと。）

八 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和四年十二月十六日（金曜日）午前十一時

(二) 場所

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センター四階 プレゼンテーション室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクト及びインターフェイスボックス入札書在中」と朱書きし、書留郵便にて、2の(一)の提出期間内に必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

(一) 提出期間

令和四年十二月八日（木曜日）から同月十五日（木曜日）午後五時まで

(二) 宛先

郵便番号 七七九一〇一〇八

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センターGIGAスクール推進課

3 入札方法

入札金額は、見積もった総価を記載すること。代金の見積りに当たっては、入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(一) 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクト及びインターフェイスボックス入札書在中」と朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
 - (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
 - (八) 入札書を郵送提出する場合の条件に違反した入札
 - (九) その他入札に関する条件に違反した入札
- 6 落札者の決定方法
有効な入札書を提出し、かつ、七によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
 - 7 契約書の作成の要否
 - 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局学校教育課
徳島市万代町一丁目一番地
 - 9 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 九 その他
詳細は、入札説明書による。
 - 十 Summary
 - 1 Nature and Quantity
Projector with electronic whiteboard function and Interface box 88 sets.
 - 2 Period for the submission of Bids
Hand delivered submissions: December 16th, 2022 by 11:00.
Submissions by mail: Must be delivered between December 8th, 2022 and December 15th, 2022 by 17:00.
 - 3 For further information, please send all enquiries to the following address..
School Education Division, Tokushima Prefectural Board of Education
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan
E-mail: gakkoukyouiku@pref.tokushima.jp

徳島県病院局管理規程第十四号

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「総務大臣が指定するもので、支払地が徳島県内のもの」を「総務大臣が指定するもの」に改める。

附 則

この規程は、令和四年十一月四日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年十一月四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浪越憲一後援会	吉成博史	藤本周作	美馬市美馬町字八幡六三・二	令和四年十月十一日
岩佐学後援会	澤口佳史	岩佐透	名西郡石井町浦庄字国実一三三三	令和四年十月三日

徳島県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月四日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
立憲民主党 徳島県第2区総支部	庄野昌彦	国会議員関係 政治団体の区分 (公職の種類)	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	令和四年六月一日
自由民主党板野町支部	玉井孝治	会計責任者の氏名	根ヶ山昇	廣田勝己	令和四年八月五日
自由民主党山城町支部	木下豊幸	会計責任者の氏名	橋岡勝	堀川常夫	令和四年十月六日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
新しい徳島をつくる会	井上務	会計責任者の氏名	林加奈子	谷口幸喜	令和四年八月三十日
武田きよし後援会	三宅孝夫	主たる事務所の所在地	美馬市脇町大字猪尻字建神 社下南一七〇番地一	美馬市脇町字小星四五四番 地八	令和四年九月十七日



徳島県選挙管理委員会告示第八十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 令和四年十一月四日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
さとう忠良後援会	佐藤忠良	令和四年九月十三日
出口治男後援会	成谷英巳	令和四年三月三十一日
武田保幸後援会	南後善二郎	令和四年八月三十一日
大石みちこ後援会	藤川敏夫	令和四年九月三十日